

社会福祉法人 八幡市社会福祉協議会 理事・監事・評議員
評議員選任解任委員・各種委員会委員等の費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 八幡市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の理事・監事・評議員・評議員選任解任委員・各種委員会委員（以下「役員等」という。）に対する費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。

(費用弁償)

第2条 役員等が、その職務のため、本会の会議及び委員会等に出席したときは、費用弁償を支給する。

2 前項により支給する費用弁償の額は、別表のとおりとする。

3 1日に複数の会議及び委員会等に出席しても支給する費用弁償は、複数の支給はしないものとする。

4 本会の職員又は、八幡市職員が本会の会議及び委員会等に出席したときは、費用弁償を支給しないものとする。

(その他)

第3条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

2 会長は、前項により定めた事項について、遅滞なく理事会に報告することとする。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年2月16日から施行する。

別 表（第2条関係）

区 分	費用弁償額（円）	
	① 理 事 会	日 額
② 評 議 員 会	日 額	2, 5 0 0
③ 監 事	日 額	2, 5 0 0
④ 評議員選任・解任委員会	日 額	2, 5 0 0
⑤ 部 会	日 額	2, 5 0 0
⑥ 生活福祉資金調査委員会	日 額	2, 5 0 0
⑦ 地域福祉推進協議会	日 額	2, 5 0 0
⑧ 上記の他、会長が出席を要 請した委員会等	日 額	2, 5 0 0

社会福祉法人 八幡市社会福祉協議会報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人八幡市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の会長・副会長報酬の支給について、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の額)

第2条 会長及び副会長の報酬の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 会長 月額 50,000円
- (2) 副会長 月額 10,000円

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

- 2 会長は、前項により定めた事項について、遅滞なく理事会に報告することとする。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。